

平成30年第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月26日(水) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(9人)
農業委員 金田 起代子 谷山 次則 佃 正人 田代 洋一
齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳 山本 賢一
太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 中山 一一
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長
議事録署名委員 金田 起代子 谷山 次則
6. 議 事
 - (1) 議案 第44号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第45号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第46号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案 第47号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告 第10号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

伊藤局長 それでは、平成30年第12回の農業委員会の総会を開催いたしたいと思えます。

本日は、農業委員さんの出席者数は12名中11名ご出席ということで過半数の出席に達しておりますので、本日の総会が成立したことをご報告させていただきます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長 こんにちは、年末の忙しい中に、第12回の農業委員会総会に出席いただきましてありがとうございます。このあとには行事も控えておりますので、スムーズな進行をお願いしまして、簡単ですけど私のあい

さつに代えさせていただきます。

伊藤局長 ありがとうございます。
次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長 それでは、平成30年第12回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、金田委員さんと谷山委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いいたします。
それでは、今月の議案審議をお願いいたします。
議案第44号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長 それでは、申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですけども休みですので、事務局からお願いします。

事務局 説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況田、登記面積は839㎡、耕作面積8,336㎡、申請面積839㎡、所有権（無償）、親から受贈、子へ贈与になります。家族2名、権利の種類は贈与です。

田代議長 補足説明もお願いします。

事務局 はい、補足説明をさせていただきます。申請番号1番、申請地までの通作距離は17kmであり、農業年数31年、農機具も所有し、主たる作物は、いも・大根になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん

方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は山本委員さんですので説明をお願いします。

山本委員 2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。3筆ありまして、1筆が登記畑、現況畑、511㎡、それからもう1筆が登記田、現況田、776㎡、もう一つが登記田、現況田、310㎡です。合計1,597㎡、耕作面積は10,592㎡、申請面積は1,597㎡、貸借形態は所有権（無償）となっております。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族1名、権利の種類は贈与となっております。よろしくをお願いします。

田代議長 はい、委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、2番について補足説明します。申請地までの通作距離は、500mで、農業年数45年、農機具も所有し、主たる作物は、米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は佐美三委員さんですので説明をお願いします。

佐美三委員 申請番号3番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、2筆合計の1,718㎡、登記面積1,718㎡、耕作面積1,719㎡、申請面積1,718㎡、貸借形態所有権（無償）、譲受理由規模拡大、譲渡理由規模縮小、家

族1名、権利の種類贈与であります。どうぞよろしく申し上げます。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明いたします。申請地は自宅の隣接地であり、農業年数40年、農機具も所有し、主たる作物は野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員は中山委員さんですけれども休みですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記1筆が畑、3筆が田、現況も同じく1筆が畑、3筆が田になります。登記面積は田が3筆計の3,913㎡、畑が581㎡で4筆計の4,494㎡になります。耕作面積は19,909.35㎡、申請面積は4,494㎡、貸借形態は所有権(無償)、譲渡理由親受贈、譲渡理由子へ贈与になります。家族は2名、権利の種類は贈与です。

田代議長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 はい、申請番号4番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は1kmで、農業年数40年、農機具も所有し、主たる作物は、米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。4番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので4番については承認いたします。以上で議案第44号については4件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

委員 ちょっといいですか。申請番号3番ですけれども、この耕作面積と申請面積があんまり変わりませんが耕作面積が間違いではないのですか。

事務局 まちがいではなく、併せて3反以上になります。

田代議長 いいですか。次に議案第45号、「農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は堀委員さんですので、説明をお願いします。

堀委員 それでは1番について説明いたします。申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況雑地、登記面積495㎡、転用目的個人住宅1棟153.61㎡です。よろしくをお願いします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は6ページです。申請地の北側は第5条申請の3番になります。申請人は下網田町に居住している個人であり、現在会社の社宅に住んでいますが、子供の成長とともに手狭になったので、新しく住宅を建てる土地を探していたところ、申請地が会社の隣接地であり適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は最近になり、会社の資材置き場が手狭になり、すでに利用しており始末書添付の案件となります。申請地はおおむね500m以内に市役所網田支所があり、第2種農地と思われます。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 始末書添付となっておりますが、始末書添付した後はどうなっている

のか。

事務局 始末書の内容としましては、そこに至った経緯とか、今後このようなことはしませんといった内容が記載されていて、違法に転用している状態なのでそれを正しい形に戻すといった形の今回の許可になります。

委員 もともと申請人が買う前に盛土がしてあった土地です。

委員 前は、違法に埋め立てたりした場合は、1年とか2年とかペナルティをかけて転用ができないようにしていたが。最近は始末書添付だけで終わっている。

田代議長 本来は無断転用は最高300万の罰金ですけども、県単位で執行したケースはありません。

事務局 追認での許可の申請ということで、許可をしなければ無断転用の状態が続くことになる。今後同じ申請人が新しく同じような申請をした場合何かしらのちゃんと前にこういったことがあったでしょうと理解してもらえるかと考えている。現状のままでは無断転用が続くのでちゃんと許可を取ってもらうという方向での始末書になる。

委員 今の状態だと埋めた者勝ちになっている。

田代議長 指導をする。例えば無断転用している土地を見つけたら、今言われるようにすんなり通すのではなく、継続協議をすることもできるが、現実にするといろいろ問題が発生する懸念もある。

委員 許可ができない農地もあるでしょう。水田の真ん中とかできないでしょう。

事務局 始末書添付の案件は違法性が少なく転用の可能性がある農地になる。当然許可できないものについては不許可の決定をお願いしたい。

田代議長 それでは1番については承認してよろしいですか。

- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。
以上で議案第45号については承認を得ましたので許可書の交付をお願いします。
ここで資料の訂正がありますので事務局からお願いします。
- 事務局 8ページの1番の現況雑地を田に訂正をお願いします。
- 田代議長 次に、議案第46号「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。
申請番号1番について、確認委員は本田委員さんですので、説明をお願いします。
- 本田委員 申請番号1番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は825㎡。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的、貸資材置場です。以上です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、申請番号1番について補足説明します。地図は9ページです。申請人は、定府町に居住している個人で、工務店を営んでいます。業務拡大により現在の資材置場が手狭になり、土地を探していたところ申請地が現在の資材置場の隣接地であり適していると考え、今回の転用申請となりました。
申請地は、都市計画区域の用途地域として第3種農地となります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。

申請番号2番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 申請番号2番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況雑地，登記面積459㎡，うち転用面積同じく459㎡。権利の種類所有権（有償）売買です。転用目的個人住宅104.85㎡です。よろしくお願いします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい，申請番号2番について補足説明いたします。地図は10ページです。申請人は，松原町に居住する個人であり，現在アパート住まいで手狭なため，マイホームを建設する土地を探していたところ，申請地が実家の隣接地であり適していると考え，今回の転用申請となりました。なお，申請地は平成30年5月ごろから河川改修の廃土の置場になっており始末書添付の案件となります。申請地は，上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で，かつ500m以内に宇土東小学校・宇土東保育園があり，第3種農地と思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について，委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，2番については承認をいたします。申請番号3番について，確認委員は堀委員さんですので，説明をお願いします。

堀委員 はい，3番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況雑地，登記面積470㎡，うち転用面積470㎡，権利の種類，賃借権設定。転用目的，資材置場及び駐車場です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありまし

たらお願いします。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明いたします。地図は11ページです。こちらは第4条申請1番の北側になります。申請人は、下網田町で建設業を営む法人で、受注拡大に伴い、資材置場と駐車場が手狭になり土地を探していたところ申請地が会社の隣接地であり、適していると考え、今回の転用申請となりました。
なお、申請地は最近になり会社の資材置場が手狭になりすでに利用しており始末書添付の案件となります。
申請地は、おおむね500m以内に市役所網田支所があり第2種農地と思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。
以上で、議案第46号については3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。
次に議案第47号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。14ページをお開きください。番号80番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積2,339㎡、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間の賃借権の設定となっており、借賃は10a当り米1俵分の現金となっております。番号81番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積が2,951㎡で平成30年12月26日から平成40年12月25日までの10年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10a当り16,000円となっております。

田代議長 途中ですが、これにつきましては農業委員会の会議規則第12条で「委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、齋

藤委員さんは、ご退室をお願いします。
続けて事務局をお願いします。

事務局

番号82番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目が2筆とも田で, 面積が3, 224㎡と3, 453㎡, 2筆合計の6, 677㎡, 平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間の賃借権の再設定となっており, 借賃は1筆当たり100, 000円とここで訂正ですが1筆当たり70, 000円を60, 000円に訂正をお願いします。賃借権の再設定となっております。番号83番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田, 面積が5, 923㎡で, 平成30年12月26日から平成35年12月25日までの5年間の賃借権の設定であり, 借賃は10a当たり30, 000円となっております。番号84番が中間管理事業になります。借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田, 面積が1, 416㎡で, 平成31年3月1日から平成41年2月28日までの10年間の賃借権の設定となっており, 借賃は10a当たり10, 000円となっております。番号85番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書記載のとおりです。地目が4筆とも田で, 面積が4筆計の4, 926㎡, 平成31年3月1日から平成41年2月28日までの10年間の賃借権の設定となっており, 借賃は10a当たり10, 000円となっております。続きまして15ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況の一覧表となっております。続きまして16ページですけれども, こちらのページ左側が今月の農用地利用権設定となっております。合計だけを読み上げますと, 利用権の設定が24, 232㎡となっております。そして右側が1月からの累計となります。合計だけ読み上げますと利用権設定が250, 455㎡, 所有権移転が32, 962㎡となっております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしとのことで議案第47号については決定いたします。斎藤委員さんを入室させてください。次に報告第10号農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番、解約農地は議案書記載の通りです。地目が2筆とも田、面積が776㎡と310㎡、賃貸人、借借人は議案書記載の通りです。平成30年12月7日付け、3条申請（贈与）のための解約となっております。以上です。

田代議長 以上で、報告第10号につきましては事務局の報を終わります。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。その他、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 皆さんに1枚の紙で31年の総会の日程の予定をお配りしています。あくまでも予定ですので変更になる可能性もありますけども、正確には総会の通知をご確認ください。事務局から以上です。

田代議長 私から皆さんにお願いします。このように年間の日程が大体決まっていますので、委員さんも最適化推進委員さんも出席については欠席しないように、特に委員さんは自分の説明があるときは、欠席しないようにお願いします。

事務局 それでは、閉会のあいさつを佐美三副会長にお願いします。

佐美三副会長 お疲れ様でした。第12回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 金田 起代子 印

議事録署名人 谷山 次則 印